

会計監査人の職務と責任(一)

——アメリカ合衆国における進展——

片 木 晴 彦

第一章 序 論

第一節 はじめに

第二節 会計監査の構造

第三節 欠陥の指摘

第二章 監査人の対第三者責任

第一節 監査人のコモンロー上の責任(以上本誌)

第二節 会計士とSEC規則10b-5訴訟

第三節 監査人の対第三者責任の限界

第三章 会計監査制度の改革

第一節 自己規制の強化

第二節 会計監査の職務拡大

第四章 結 語

第一章 序 論

第一節 はじめに

(1) 本稿はアメリカの会計監査制度についての考察である。日本では昭和二三年に証券取引法において会計監査制度が導入され(同法一九三條の二)、昭和四九年には商法においても会計監査人による会計監査が規定された(昭和五六年改正前監査特例法二條以下)。前者は明らかにアメリカの連邦証券諸法に倣ったものだが、後者の性格は十分には明らかにされていない。本稿は日本の会計監査制度の枠組みを検討するための予備作業である。アメリカの会計監査制度をめぐり動きのみを考察の対象とし、日本法の考察は後に別稿で行う。⁽¹⁾

(2) 一九六〇年代から七〇年代にかけて、アメリカの会計監査業界は、大きな危機に直面する。一連の大企業の倒

説
論
産に関連して、企業の監査人が行った監査が極めて不適切であった旨が、証券取引委員会 (SEC = Securities and Exchange Commission) により指摘された。

SEC は、連邦証券諸法に違反する監査を行った会計士に対し、懲戒処分として、SEC 関係の業務を恒久的又は一時的に差し止めることができる。⁽²⁾ Penn Central Corporation をはじめとする一連の企業倒産に関連して Peat, Marwick & Mitchell 会計事務所が、U. S. Financial Inc. 等の倒産に関連しては Haskin & Sells 会計事務所が、同じ FISCO Inc. 等の倒産に関連しては Haskin & Sells 会計事務所が、同処分手続きの対象となった。これらの会計事務所は、いずれも SEC との和解に応じており、正式の懲戒処分は下されていない。しかしアメリカの主要会計事務所が続けて SEC の行政処分手続きの対象となったことは、アメリカの会計士業界にとっては大きな衝撃であった。

(3) 大規模な粉飾決算を伴って倒産した会社の投資者や債権者は、監査人がその職務の適切な履行を怠り、不実の監査証明を発行したことを理由に、監査人に対して損害賠償を求める訴えを次々に起こした。このような大型の訴訟に限らず、企業の倒産に関連して監査人の責任を追及する訴訟が頻出する。⁽³⁾

損害賠償請求の被告となることは、それ自体会計士にとって負担となる。⁽⁴⁾ しかし、訴訟の頻出に伴い生じた、監査人の責任をめぐる法理論の進展は、監査人の責任を拡大する方向にばかり向いていたわけではない。

監査人の監査契約外の第三者に対する、コモンロー上の責任については、確かに責任の拡大が生じた。六〇年代末からアメリカの多くの州で、従来認められなかった監査人の第三者に対する過失責任が、認められただのである。しかし監査人が負担する過失責任は無限定ではない。実際に監査人に対して過失責任を主張し得た者は、限定的な任意監査において監査証明を信頼した者が大部分である。連邦証券諸法上の法定監査を信頼して損失を被った一般

投資家や債権者には、一、二の例外を除いて、過失責任の主張は認められていない(第二章第一節)。

連邦証券諸法に基づく責任追及において、従来もつとよく利用された根拠法規は、SEC規則10b-5である。ところが一九七六年の Ernst & Ernst v. Hochfelder 事件において、アメリカ連邦最高裁判所は、同規則に基づく責任追及は、詐欺の故意があるときに限ることを、明らかにした。同判決により、連邦証券諸法上監査人の過失責任を追及する為には、従来あまり活用されていなかった明示の法定責任に拠らなければならなくなった。実際には過失責任の追及は、かなり困難になってしまった(第二章第二節)。

(4) 公認会計士の自治組織であるアメリカ公認会計士協会 (AICPA=American Institute of Certified Public Accountants)⁽⁵⁾は、SEC等政府機関が監査業界の直接規制に乗り出す事態を防ぐ為にも、失われた信頼を取り戻すべく、大幅な自己改革に着手しなければならなかった。七〇年代はじめに AICPA は、会計原則設定に関する調査委員会 (Wheat 委員会)、監査人の責任に関する委員会 (Cohen 委員会)、財務諸表の目的に関する調査委員会 (Trueblood 委員会) を相次いで設立した。

Wheat 委員会の提案により、会計基準を設定する独立機関として、財務会計基準審議会 (FASB=Financial Accounting Standards Board) が設立され、会計原則の内容整備と充実が追求された(第三章第二節一)。⁽⁶⁾ Cohen 委員会は監査人の職務を、年次財務諸表の監査から、被監査会社の内部会計システムの監査へと、根本的に転換させることを究極の目標とする、一連の提案を行った。同委員会の中間報告が公表された前後から AICPA も、監査基準の改正を続け行い、監査人の職務内容を明確にした。そこには、監査人により、広範な職務の遂行を求める社会の要求に対応しようとする、会計士の苦勞が見てとれる(第三章第二節二、三、四)。

まず会計監査の基本構造、次いで七〇年代前後の監査業界の混乱をもたらした要因について、次節以降で概観した

説
後、次章以降で会計士の対第三者責任、及び会計監査制度の改革について検討する。

論

(1) アメリカ及び西ドイツ等の会計監査人と日本の会計監査人の比較研究として、参照篠田四郎「会計監査人の責任」名城法学二五卷一―二六頁、二号一頁（一九七五）、三号一頁、四号一―三頁（一九七六）、二六卷一―三三頁（一九七七）。又アメリカの監査人の責任に関する包括的著述として参照 D. Y. Causey Jr., *Duties and Liabilities of Public Accountants* (rev. ed. 1982)。

(2) *Rules of Practice, Rule 2(e), 17 CFR §201. 2(e)*。

(3) 既に一九六六年段階で、全米で数百の訴訟が会計士に対して提起されている。参照 Byrd, *Accountancy and the Onslaught of Case Law in North America, Accountant July 8th, 1967, 34*。

(4) Causey 前掲注(1) at 2-3 に於ては、U. S. Financial Inc. の倒産に伴って提起された証券訴訟に関して、Touch Ross 会計事務所を含む全被告は、最低五千万ドルの和解金支払いに合意している。連邦民事訴訟法規則二三条は、いわゆるクラス II アクシオン制度により、一人当りの請求額の僅かな原告が多数集まって、集団で損害賠償を請求することを容易にしている。大型のクラス II アクシオンが正式の審理にかかることが決定すると、被告は万一の敗訴を恐れ、又多額の弁護士費用の負担を恐れて、和解に応じてしまうことが多く、結局訴訟が多数提起されること自体が、会計士にとって大きな負担なのである。連邦民事訴訟規則二三条に対する批判として、参照 Gormley, *Accountants' Professional Liability: A ten Year Review, 29 Bus. Law, 1205, 1214-16 (1974)*; Pollock, *Class Action Reconsidered: Theory and Practice Under Amended Rule 23, 28 Bus. Law, 741 (1973)*。

(5) AICPA は純然たる民間団体である。又公認会計士が全員加盟しているわけではない。

第二節 会計監査の構造

(1) 会計監査は、歴史的には、(i)企業主たる経営者、いわゆる所有経営者が自己の財産保全を目的として行う精密監査、(ii)企業が金融機関より融資あるいは信用の授受を受けるときに求められる信用目的の貸借対照表監査、(iii)一般

投資家に開示すべき財務諸表の監査を目的とする財務諸表監査、の順に発達してきた。⁽⁶⁾

企業主の求めに応じて行う精密監査では、原則として会計記録のすべてが詳細に調査され、従業員による会計不正・誤謬の摘発を目的とする。これに対して信用目的の貸借対照表監査においては、企業の貸借対照表が、企業の支払能力、特に流動性比率を適正に表示しているかどうか、が監査される。もっとも信用目的の監査は次第に、財務諸表全体の監査に移行し、内容的には(iii)の財務諸表監査に包含されていく。同監査は当初から、あらゆる会計記録を詳細に調べる(精査)のではなく、監査対象たる会計記録の一部を選択・吟味し、その調査結果に基づき会計記録全体の信頼性を評価する方法(試査)によっている。

財務諸表監査は、一九三〇年代以降急速に発展し、今日のアメリカの会計監査の中核をなす。一般投資家にとって企業の財務諸表の持つ意義は、企業の収益力の判断材料たる点にある。よって財務諸表監査の中心目的も、企業の収益力を表示する損益計算書の監査にある、とされる。監査方法は、試査による。一九三三年証券法、一九三四年証券取引所法は、同法に基づきSECに届け出られ、公衆の閲覧に附される財務諸表については、独立した公認会計士又は公共会計士の監査証明が附されることを求めている。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

(2) あらゆる会計監査、特に信用目的の監査と財務諸表監査の本質的な要素は、監査が独立した会計専門家によって行われる点である。財務諸表を作成する会社経営者と、財務諸表を利用する金融機関、投資者との間には利害の対立がある。財務諸表の作成に関与し得ない利用者は、財務諸表の内容が、作成者に有利な形に歪曲されているのではないかという疑念を抱く。⁽⁹⁾ 監査人は、財務諸表作成者から独立した立場で財務諸表の真正さを検査し、検査の結果を監査証明という形で財務諸表に添附して財務諸表利用者に伝え、財務諸表の信頼性を高める。作成者の側からみれば、独立監査人の監査を受けることで自己の財務諸表の信頼性を高め、資金調達を容易ならしめる。「監査はしばし

ば、財務諸表が歪曲した形で作成されたという非難から経営者を守る⁽¹⁰⁾わけである。

監査人の独立性とは、監査人が監査意見を表明するにあたり、精神的にいかなる拘束をも受けていないことを意味し、本質的に内面的なものである。しかし監査人は、その独立性に対する社会的信頼があつてこそその職責を果たしうる。よつて監査人は、事実として内面的に独立であるだけでなく、監査人の独立性に疑念を生ぜしめるような関係を、被監査会社やその役員との間に作らないことにより、外観上も独立していなければならぬ⁽¹¹⁾。

(3) 独立監査人による監査は、監査証明の附された財務諸表を被監査会社以外の第三者が信頼・利用することを、当然に予定している。第三者の監査証明に対する信頼は、独立監査業務の拠つて立つ基盤でさえある。但し監査契約は、監査人と被監査会社との間で締結される。そこで監査人と、同人とは契約関係を有しないが、同人の監査に対する信頼が予定されている第三者との関係を、法的にどのようにとらえるのが問題となる。

信用目的の監査で、融資者が監査契約当時既に特定されている場合等は、当該融資者を契約の第三受益者 (third party beneficiary) と理解し、同人に契約債権者と同等の地位を与えることも可能になりそうである⁽¹²⁾。しかし監査契約はあくまで被監査会社が、自己の財務諸表の信頼性を高める目的で、自己の為に締結するものであり、第三者による監査証明の信頼は副次的なものにすぎない、と理解すると、当該第三者の「第三受益者性」は否定されそうである。

筆者が参照した限りでは、信用監査、財務諸表監査において、監査証明を信頼した第三者に「第三受益者」たる地位を与えて契約法上の救済を与える考えは、アメリカではほとんど論議されていない。一つには現代監査の中心が、不特定の投資者による信頼を前提とする連邦証券諸法上の財務諸表監査に、移行している為⁽¹³⁾もある。

公衆からの株式による資金調達が盛んになると、いわゆる「所有と経営の分離」が生じる。一般投資家が、財務諸表作成過程に関与したり、その他企業の会計情報を直接に検査する可能性は、企業への融資機関等の場合と比べて

も、はるかに低い。一般投資者と企業経営者との関係が希薄化すればするほど、経営者が公表する財務諸表を監査する独立監査人の役割は重大になる。監査契約の構造如何にかかわらず、監査人の第三者に対する責任が強調されてくるのは、当然の成り行きであった。

「アメリカ公認会計士協会の倫理規定は、専門業の社会に対する責任を強調する。同責任は、投資家の数が増大し、会社の経営者と株主との関係が希薄化し、政府が会計情報に依拠することが多くなるにつれて、ますます大きくなる」⁽¹⁴⁾。

証券法、証券取引所法は、かかる傾向に対応し、同法に基づき届け出られた財務諸表に不実の表示があり、それにより投資家が損失を被ったときには、不実の財務諸表につき監査証明を附した会計士も、証券発行会社やその役員と並んで損害賠償責任を負うことを規定した。⁽¹⁵⁾

(4) 独立監査人が行う財務諸表監査とは、一般に認められた監査基準に従って被監査会社の財務諸表を監査し、同財務諸表が、一般に認められた会計原則に準拠し、被監査会社の財政状態、経営成績、及び財政状態の変動を適正に表示しているかどうかについて、意見を表明することにある。従って一般に認められた会計原則 (GAAP = Generally Accepted Accounting Principles) 及び一般に認められた監査基準 (GAAS = Generally Accepted Auditing Standards) の二つが、会計監査を行う為の基本基準である。

一般に認められた会計原則とは、企業が取引その他経済事象を記録・保持するうえで、適用すべき基準、並びにそれらの基準を適用すべき方法の総体である。⁽¹⁶⁾ そこには会計慣行、権威団体が公表した基準等、多様な源泉から生じたものが混在しており、体系化されていない。当該企業がいかなる会計原則を採用するかは、企業の経営者が判断すべき事項である。

一般に認められた監査基準とは、財務諸表監査を行うにあたり、いかなる態勢を整え、いかなる監査技術を採用して監査手続きを進め、いかなる報告を行うべきかに関する基準である。監査の内容決定は、監査人が判断すべき事項である。

会計原則・監査基準の設定については、AICPA、及びそのもとにある基準設定の為の専門機関が、主導権を握っている。現在は会計基準の公表は財務会計基準審議会 (FASB)、監査基準の公表を監査基準審議会 (ASB=Auditing Standards Board) が担当している。

SEC が会計原則・監査基準を作成する権限を有するかについては、明文の規定がない。AICPA の反対にもかかわらず、一般に SEC の基準・原則作成権限は肯定されている。⁽¹⁷⁾ もっとも、SEC は同権限を積極的には行使していない。監査基準について SEC は、監査人の独立性に関する一連の基準を公表しているが、それ以外の問題については AICPA の活動を尊重し、自己の役割を監視監督に限定する。⁽¹⁸⁾

会計原則に関してもほぼ同様である。しかし次節で述べるように、AICPA と SEC との信頼関係は一時期損われ、SEC は自ら会計基準作成に積極的に乗り出す構えをみせた。FASB の成立後、SEC はもとの監督的立場に戻っているようである。

(5) 会計原則の採用には、貸倒損失額の見積りや、財産の評価、償却方法の決定等、将来の予測、判断を伴うことが多い。さらに財務諸表に特定事項を表示すべきかどうかを決定する為の、重要性に関する判断も必要になる。監査人は、経営者が行う会計判断が、当該情況において容認しがたいものかどうかを評価する。監査人自身も、被監査会社に対していかなる監査手続きを実施するかにつき、専門的判断を求められる。監査人がおよそ監査らしい監査を行わなかったときや、通常当然行うべき監査手続きを実施していないときは、監査の不当性は容易に指摘しうる。しかし

監査人の専門的判断や評価が、当該具体的状況下において誤っていたかどうかの判断は、多くの場合極めて微妙なものとなる。

- (6) 三澤一『会計士監査論』〔改訂版〕一五—二八頁（一九八四）。
- (7) 公認会計士 (Certified Public Accountant) は、各州によるその資格が規定される。単なる公共会計士 (Public Accountant) どころでは、その資格に全く制限を課していない州も少なくない。参照 W. B. Meigs & E. J. Larson, Principles of Auditing, 8—10 (4th ed. 1969).
- (8) 1933 Securities Act Sched. A (25) (26) ; 1934 Securities Exchange Act Form 10-K 1(a).
- (9) Commission on Auditors' Responsibilities, Report, Conclusions and Recommendations, 5 (1977).
- (10) Id.
- (11) AICPA Professional Standards, AU § 220.03 (1979).
- (12) 契約の「第三受託者」たり得る買主どころでは参照 Restatement of Contracts, § 133 以下。
- (13) 但し次章で述べる Glanzer v. Shepard, 233 N. Y. 236, 135 N. E. 275 (1922) では、豆の売買に関連して計量士が形式的には売り主に雇われたところでも、計量活動が主として買主の利益の為に行われており、買主は計量契約に対し第三受託者であるところから、俟論争を認めらるべしと認 (135 N. E. 277)。
- (14) AICPA Professional Standards ET § 51.04 (1979).
- (15) 1933 Securities Act Sec. 11 ; 1934 Securities Exchange Act Sec. 18.
- (16) AICPA Professional Standards AU § 410.02 (1979).
- (17) Fifth, Current Problems of Accountants' Responsibilities to Third Parties, 28 Vand. L. Rev. 31, 52-62 (1975).
- (18) 監査基準の作成に関して SEC は AICPA との本文のよりな関係を基礎付けたのは、連邦証券諸法制定当初に起きた McKesson & Robbins 事件であった。一九三七年に明らかになった McKesson & Robbins, Inc. の大がかりな粉飾決算、及び同社の監査人 Price, Waterhouse 会計事務所が行った監査を SEC は詳細に調査した。その結果、売掛金の確認や棚卸しの立会検証等、当時慣行上必要とされていなかった監査手続が必要だったとの結論に達した (ASR (Accounting Series

Release) No. 19, Dec. 5, 1940, reprinted in Accounting Series Releases and Staff Accounting Bulletins ¶ 3020 (1981)。(アメリカ会計士協会の(AIA—American Institute of Accountants, AICPAの前身)は事件発覚当初から積極的に対応策を協議し、SECの結論を先取りする形で監査手続をステートメント第一号を発表し、監査手続の強化に乗り出した。SECのAIAの姿勢を評価し、監査手続を規制する特別規則を自ら作成する必要はないと判断した。こうして会計士協会は、連邦証券法制定後の最初の重大な危機を乗り切った。参照 J. L. Carey, The Rise of the Accounting Profession: To Responsibility and Authority, 22-41 (1970).

第三節 欠陥の指摘

一 競争と監査の資質

(1) 一九六〇年代から七〇年代にかけてアメリカの会計監査に混乱をもたらした原因の一つとして、会計事務所間の競争の激化に伴う監査資質の低下、をあげることができる。

一九七〇年代に、ビッグ・エイトと呼ばれるアメリカの八大会計事務所は、争うように地方の中小会計事務所を吸収し、業務の拡大を図った。一九七六年の上院委員会報告(いわゆるメトカフ報告)によれば、一九七四年現在ニューヨーク証券取引所に上場されている会社のうち、実にその九二%の監査業務をビッグ・エイトが取り扱っている。⁽²⁰⁾かかる業務集中のもたらす問題点は、同報告によっても指摘されているところであるが、さらだ A. Adams によると、余りに急速すぎる拡大が、会計事務所の人材の質的低下や、会計事務所自身の内部監督機能の低下を招き、一連の不適切な監査を生ぜしめる一因となった。⁽²¹⁾

(2) 会計監査手続きにおける「調査は、監査人としての十分な技術的訓練と経験を備えたものによってなされなければならない」。⁽²²⁾しかし実際には、被監査会社が属する業界固有の会計処理や業務慣行に精通しない者が、監査担当

者として派遣された為に、不正な会計処理が見逃されてしまうことがあった。⁽²³⁾

激しい依頼人獲得競争のもたらす依頼人との癒着、妥協的な監査態度も見逃せない。監査人はしばしば被監査会社において、子会社との取引や取締役との取引の異常な増加が見られ、あるいは検証手続きにおいて異常に高い不正規発生率や、帳簿の不適切な処理等が見出されたときでさえも、依頼人の反発を恐れ、監査手続きを強化せず、あるいは経営者の口頭の説明だけで満足し、結果的に不正を見逃していた。⁽²⁴⁾

監査人と被監査会社との間で、特定の会計処理の適正をめぐり意見のくい違いが生じたとき、両者に協議の場がもたれる。ときに監査人は、かかる協議の場において、何らの理由もなく自己の主張をひっこめ、被監査会社の会計処理をそのまま承認した。監査人が「監査人としてよりも、むしろ仲裁人としてふるまっていた」ことさえある。⁽²⁵⁾

(3) 以上のような場合、監査人の独立性が実質的に侵害されている。その他に、外観上の独立性の侵害も生じてくる。依頼人獲得競争の中で、各会計事務所は、経営顧問業務 (MAS=Management Advisory Service)、法人税申告業務等の監査外業務にも力を入れた。監査人が被監査会社に対し、同時に非監査業務をも提供し、それによって多額の報酬を受けとってあれば、少なくとも監査人の独立性の外観が損われることは避けられない。現在のところ、SEC も AICPA も監査業務と非監査業務との同時提供を一般的には禁止せず、その適切な開示や、⁽²⁶⁾ 監査人の独立性に及ぼす影響への慎重な配慮を求めるとのみである。⁽²⁷⁾ しかし、監査人が、被監査会社に提供しうる非監査業務の範囲について、なお論議が続くようである。⁽²⁸⁾

二 GAAP に対する不信

(1) 会計監査をめぐる混乱のもう一つの大きな原因は、いわゆる「一般に認められた会計原則」(GAAP)の内容の曖昧さ、及びその公正さに対する不信感、⁽²⁹⁾ にあった。

(2) アメリカの GAAP は、決して体系的な存在ではない。一九六四年の特別公報⁽³⁰⁾は次のように述べる。

「(i) 一般に認められた会計原則とは、実質的な権威のある支持 (substantial authoritative support) を有する原則のことである。

(ii) 会計原則審議会 (APB=Accounting Principles Board、一九六四年当時 CICA の会計原則設定機関) の意見書は、実質的な権威のある支持を構成する。

(iii) 会計原則審議会の意見書と異なる会計原則についても、実質的な権威のある支持は存在しうる」(カッコ内は筆者)。

同公報自身が示しているように、AICPA の会計原則設定機関である APB が公表する会計原則には、何らの優先的地位も与えられていなかった。

財務諸表監査における会計監査人の役割は、会社の財務諸表が、GAAP に合致しており、会社の財政状態及び営業の成果を正しく (fairly) 伝えているかどうかを確認することにある。選択しうる会計原則が複数存在するとき、会社の会計処理方法としてどれを採用すべきかは、会社の経営陣が自己自身の責任で判断すべきことである。⁽³¹⁾

そして一九七三年に APB に代わり FASB が成立するまでは、⁽³²⁾ 会社の採用した会計原則が APB の意見書の指示するところと異なっていたても、財務諸表にその旨の注記が求められるのみであった。会社が採用した会計原則につき、「実質的な権威のある支持」が存すると認められる限り、監査人は財務諸表に無限定の適正意見を附する。たとえ会社の選択した会計原則が、監査人の眼からみて最良のものとはいえなくとも、同様である。

監査人が果たしうる機能の限界、及び「実質的な権威のある支持」という極めて融通無碍な正当化手段の存在故に、監査人は、会社がより質の悪い、従って利益操作の容易な会計原則を採用することを防ぎきれなかった。そして

一般的に採用されているという事実自体が、「実質的な権威のある支持」を構成するという悪循環が生じる。⁽³³⁾

(3) APB 自身も自己の意見表明の権威を高める能力を有しなかった。APB は専従のスタッフを持たず、審議会の職務も構成員の無償奉仕に頼っており、かつ構成員らはその所属団体（主として大会計事務所）の影響下にあった。しばしば当時の重要な会計処理上の争いについて、APB は迅速かつ公正な立場で、会計原則を定めることができなかった。SEC は従来の監督者的立場を捨て、自ら会計基準作成に乗り出す構えを⁽³⁴⁾示した。

(4) GAAP に対する信頼が薄らぐ中で、アメリカの裁判所は、財務諸表が GAAP に合致しており、監査人が一般に認められた監査基準に従って監査を行ったことが証明されただけでは、監査人は当然に免責されるものではない、と主張し始めた。

指導的判決となったのは Simon 事件⁽³⁵⁾である。同事件の被告人会計士三名は、被監査会社の社長が、子会社を通じて会社資産を不当に流用していることを、適切に開示しなかったことにつき、一九三四年証券取引所法三二条に基づき刑事訴追を受けた。被告人らは著名な公認会計士八名を証人に呼び、被監査会社の財務諸表が、当時の GAAP に合致しているとの証言を得た。しかし原審は陪審員に対し、被告らは GAAP, GAAS に反したときのみに責任を負うと説示することを拒否した。そして、重要なテストは、財務諸表が全体として、会社の財政状態を正しく示し、会社の営業の成果を正しく伝えているか否かであり、もしそうでないとすれば、次の重要な争点は被告人らが誠実 (good faith) に行動したか否かである、一般に認められた基準に従ったことは、被告人らが誠実に行動したことの説得力ある証拠ではあるが、決定的なものではない、と説示した。第二巡回控訴裁判所も原審の説示を支持した。

「我々は陪審員が、ある事実が全体の公正な表示にとって重要であるかどうかについては、会計士の判断をそのまま受け入れなければならない、と要求されたとは考えない。少なくとも本件の会計士の証言は、特定の指摘しうるルー

説
ルや禁止規定に依拠したのではなく、会計士は時に誠実な判断を下すことが必要になるといふことと、財務諸表そのものには、誠実な判断が下されたことを否定する根拠は何も示されていないこととの、二点に依拠するにすぎない⁽³⁶⁾。

D. Carmichael は、Simon 事件の意義は、監査人は会社が選択した会計原則が GAAP に抽象的に合致するか否かのみならず、同原則が当該具体的状況にも適合するかどうかをも検査しなければならぬことを示した点にあり、特に GAAP を排除したわけではなく、と主張する⁽³⁷⁾。しかし AICPA は、上告手続きに附された意見書の中で、「専門職業人が、自己の職務につき定められた基準に依拠することができず、不確定で本質的に主観的な、素人陪審員が事後的に設定した基準に依拠しなければならず、よってほとんど耐えがたい責任の生じる危険を負わなければならないとしたら、その不確実性がもたらす悪影響は、とくに痛切なものとなる」と批判し、公認会計士らの不安を代弁した⁽³⁸⁾。

実際今日では、「責任の範囲がいかなるものであれ、会計士は GAAP を遵守し、GAAS に従って監査をしたからといって、責任を免れうるとのバラ色の期待をもちや抱けないのは、明らかである」⁽³⁹⁾。

(5) このような状況の中で追い打ちをかけるように、ウォーターゲート事件特別調査に附随して、企業の一連の不正支払いが明るみに出た。そして企業自身に対する非難と並んで、「監査人は何をしていたのか」という指摘がなされた⁽⁴⁰⁾。

伝統的な考えでは、財務諸表監査は本来、財務諸表が企業の財務状況を正しく伝えているかどうか検査することを目的とし、企業活動の適法性の検査までも目的とするものではない。又不正な支払いが会社の帳簿の不正記帳や記帳もれを伴うものである場合でも、財務諸表監査上問題となるのは、不正記帳や記帳もれが財務諸表に重大な影響を及

ほす場合に限られる。伝統的な考え方では、監査人に対する前述の指摘は的はずれなものであろう。しかしかかる指摘は、社会が会計士ないしは監査人に抱く期待と、会計士自身の意識とのズレを示すものでもある。

- (19) アメリカのビッグ・エイトの実態を描いたものとして参照、ヤークニス・ナイフニス『ビッグ・エイト——知られざる会計帝国——』(明日山俊秀、信達郎訳・一九八三)。
- (20) I. Metcalf, The Accounting Establishment, S. Rep. No. 34, 96 th Cong., 1st Sess. 35-46 (1976).
- (21) Adams, Lessening the Legal Liabilities of Auditors, 32 Bus. Law. 1037, 1052-53 (1977).
- (22) GAAS General Standard No. 1.
- (23) Stirling Home Company を監査した Peat, Marwick Mitchell 会計事務所が監査担当者、Stirling 社が従事している補助金附の住宅開発事業の内容を、ほとんど知らなかった。その為、Stirling 社が事業の最終認計を下りておらず、よいつ住宅販売が全体として存在しているとは認められない段階で、住宅の売り上げを計上していることを見逃してしまった。ASR No. 173, July 2, 1975, Accounting Series Releases and Staff Accounting Bulletins ¶3175, pp. 3332-33.
- (24) Giant Stores Corp. の監査担当者には、買掛金の確認照会の結果、取引先より回答があったもののうち二〇%が帳簿とくち違っており、さらに次期負担となっている支払伝票を吟味したところ、そのうちの三〇%が当期負担に属すべきことが明らかになる等、いたる所で記帳もれ、費用の過小評価、債権の過大評価がみられた。しかし Giant 社の監査人である Touch Ross 会計事務所が監査担当者、監査に非協力的な Giant 社経営陣の圧力に屈し、取引先への直接照会による確認の強化を行わず、Giant 社の担当者を通じての電話による照会を加えたのみであった。ASR No. 153 A, June 27, 1979, Accounting Series Releases and Staff Accounting Bulletins ¶3155 A, p. 3283-2.
- (25) Id. at 3283-7. 本通牒に詳述されたように、Touch Ross 会計事務所と Giant 社経営陣との協議の様子はなかなか興味深い。Touch Ross 側は貸倒引当金の積み増しを、記帳もれがあった買掛金の計上等を求めたが、Giant 社経営陣は、かかる財務諸表の修正の結果、同社の一株当り経常利益が八三セントを割ることを解ると、激しく反発してきた。そこで、買掛金を一〇万ドル補正計上する代わりに、貸倒引当金の積み増し額を三万ドル削減すること等により、「目標利益額」を達成す

- をいふ。両者が合意した。
- (26) SECは、会社が株主に対して送付する委任状勧誘書類に、会社の監査人が会社に提供している非監査業務の内容を明らかにせよとの報酬と監査報酬との割合等に記載するようを要求せよ。ASR No. 250, June 29, 1978, Accounting Series Releases and Staff Accounting Bulletins ¶3254. 但し同題牌は最近撤回されたものではない。参照第三章第一節注(19)。
- (27) AICPA Professional Standards, MS § 410.08 (1979).
- (28) 会社の顧客人が会社に提供している非監査業務の範囲についてのSECの最近の報告をいふ。参照 Scope of Services by Independent Accountants, ASR No. 264, June 14, 1979, Accounting Series Releases and Staff Accounting Bulletins ¶3268.
- (29) アメリカにおける会計原則の発達については、参照ムーニッツ『アメリカにおける会計原則発達史』(小森瞭一訳・一九七九)、高松和男『アメリカ会計原則の展開』(一九八二)。
- (30) October 1964 Special Bulletin, Disclosure of Departures From Opinions of Accounting Principles Board.
- (31) AICPA Professional Standards, AU § 110.01-02 (1979).
- (32) 参照 Special Bulletin 権限注(8)。
- (33) M. Eisenberg は、なる状況を考慮し、会計原則の選択権を会社の外部者たる会計士の手と委任状をいふ主張する。M. A. Eisenberg, The Flow of Information to the Board and the Role of the Accountants, in The Structure of the Corporation: Legal Analysis, 186, 187-194 (1976).
- (34) 一例として持分プリーニング法による企業合同をめぐり争いがあげられる。APB 一九七〇年八月、持分プリーニング法による企業合同が安易な利益操作の手段として利用されるのを防ぐ為、意見書一六号を公表した。同意見書的一条項は、同意見書による規制の濫脱を防ぐ為、企業合同に利用する目的での自己株式の取得を禁止していた。ところが同条項の解釈をめぐる争いが生じ、AICPAの態度は曖昧であった。業を練り続けたSECは、自ら会計通牒一四六号を公表し、同条項の解釈を確定したのである。この騒動は、Arthur Anderson 会計事務所が、会計通牒一四六号の業いむる要求をいふ訴訟を提起するようになり始めた。参照 ASR No. 146, Aug. 24, 1973, ASR No. 146 A, April 11, 1974, Accounting Series

- Releases and Staff Accounting Bulletins ¶¶3147-3148 ; T. J. Fiftis & H. Kripke, Accounting for Business Lawyers, 612-15 (2nd ed. 1977) ; Fiftis, 租税社(註) 60-61.
- (35) United States v. Simon, 425 F. 2d 796 (2d Cir. 1969), cert. denied, 90 S. Ct. 1235 (1970). 被告は Simon 氏に於て Lybrand 会計事務所が所屬する公認会計士である Continental Vending Machine Corporation の副社長兼新入社員である Continental 社の社長 H. Roth 氏と同社との間で Valley Commercial Corporation に融資を行なふ、同融資金に因り Valley 社が借入致したる金額の方法を以て Continental 社の資産を私蓄した。Continental 社の Valley 社に対する不明瞭な貸付に気付いた被告人は、Roth 氏との内容の説明を求めた。Roth は貸付資金が自己の手渡していることを認めたらせ、本件貸付に於て Roth の個人資産を担保に供する旨、又本件貸付に因り Continental 社の財務諸表に一定の脚注を附する旨、を合意した。しかし同脚注は、本件貸付の性格に因りては沈黙したままである等、不十分なものであった(最後の五つは第三章第三節一に於て再び取り上げらる)。)
- (36) 425 F. 2d 806.
- (37) Carnichael, What Does the Independent Auditor's Opinion Really Mean, Journal of Accountancy, Nov. 1974, 83. 又 Isbell, The Continental Vending Case : Lessons for the Profession, Journal of Accountancy, Aug. 1970, 33
が、本事件は GAAP を真体法は該法に於てはなされた旨を強調する。
- (38) AICPA, Brief in Continental Vending, Journal of Accountancy, May 1970, 69, 73.
- (39) Wiener, Common Law Liability of the Certified Public Accountant for Negligent Misrepresentation, 20 San Diego L. Rev. 233, 239 n. 9 (1983).
- (40) Corporate Accountability and Illegal Acts, Journal of Accountancy, Jan. 1977, 77.

第二章 監査人の対第三者責任

第一節 監査人のコモンロー上の責任

1 Ultramares 判決

(1) 本節では、不実の監査証明を交付した監査人の、監査契約外の第三者に対する、コモンロー上の責任について検討する。

(2) 監査人の被監査会社に対する責任について附言しておく、監査人が被監査会社に対して負う義務は、任意監査の場合であれ、法定監査の場合であれ、監査契約によって定まる。但し、監査契約が決定するのは、監査人がなすべき業務内容であり、監査人は、定まった業務内容を、専門職業人として守るべき基準に従って履行しなければならぬ⁽¹⁾。定められた業務を適切に履行しなかった監査人は、被監査会社に対して債務不履行又は不法行為法上の責任を負う⁽²⁾。

(3) 監査契約外の第三者に対する責任は、不実表示責任 (Misrepresentation) の一環として取り扱われる⁽³⁾。不実表示にも積極的に虚偽の内容を表示する虚偽表示と、重要な内容を表示しない不作為の不実表示 (Nondisclosure) とがある。後者の方が認定は困難だろうが、理論的にはそれほどの違いはない⁽⁴⁾。

(4) より重要なのは過失不実表示と、故意ないしは詐欺 (Fraud) 不実表示との区別である。詐欺不実表示に対する損害賠償の請求は、詐欺訴訟 (Deceit) として古くから認められてきた。詐欺訴訟が成立する為には、不実表示の存在と、不実表示に対する表示受領者の信頼との他に、表示者に欺罔の意図 (Intent of deceit) ないしは故意 (scienter) が存在することが必要である。プロクサーによれば、欺罔の意図の存在が認められる場合として、(i) 表示者が、自己の表示が不実であることを認識していたとき、(ii) 表示者が、表示が真実かどうかについて何らの確信もなしに、又は真実かどうかを全く意に介しないままに表示を行ったとき、(iii) 表示者が、自己の表示を根拠付けるに足る情報を有していないことを知りながら、表示を行ったとき、の三例が挙げられる⁽⁵⁾。(iii) は、単なる過失不実表示との境界線上にあるが、表示者が、自己の表示が真実であり、そのことを裏付ける十分な資料を有していると信じている限り、その確信が

いかに不合理なものであろうとも、欺罔の意図は存在しない。

詐欺不実表示者が負うべき責任の範囲は、本来、表示者が影響を与えようと思図した者が、表示を信頼した結果被った損害に限定されよう。しかし表示を信頼することが、当然に予想されるべき者が被った損失についても、救済を認めるべきだと考えられている。後述する過失不実表示の場合と比べると、表示者が責任を負うべき範囲は、確実に広がっている。

(5) 英米法では伝統的に、契約関係 (contract) のない第三者に対して、過失に基づき不法行為法上の責任を負うことは、稀であった。⁽⁷⁾ 二〇世紀に入ってニューヨーク州⁽⁸⁾では、性質上他人の生命に当然危険を及ぼす製品を取り扱う場合、そして一九一六年の MacPherson 事件⁽⁹⁾において「製品の性質上、製作過程に過失があれば、身体・生命に危険が及ぶ可能性がある」場合に、製品の製造・取り扱いに過失があつた製造業者の、最終消費者に対する責任が認められた⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾。

一九二二年の Ganzert 事件⁽¹²⁾では、過失不実表示を信頼して経済的損失を被った第三者に対する、表示者の責任が認められた。被告は計量士であり、本件の豆の売買において、売り主に雇われていた。被告が計量し公証した豆の重量を信頼して損失を被った買い主が、被告の過失不実表示責任を追及し、認められたのである。

カードローゾ判事は、本事件では表示が被告より直接原告に対してなされたこと、被告は計量士という公職に従事していたこと、被告の職務の履行は、本件売買契約の完成を直接の目的としていたこと、を強調する。⁽¹³⁾ 又本判決は決して新しい原則を採用したものではないという。⁽¹⁴⁾

しかし、過失不実表示につき、表示者と契約関係のない表示受領者に無形の経済的損失のみが生じた場合でも、表示者の不法行為責任を認めた点で、本判決はコモンロー上の過失不法行為責任の範囲を大きく拡大する、画期的な

ものであった。⁽¹⁵⁾ 前記の限定にもかかわらず、本判決により、過失不実表示に基づく責任は広範に認められるようになったと、期待もされ、不安視もされた。⁽¹⁵⁾⁽¹⁷⁾

一九三一年の Ultramarcs 判決⁽¹⁸⁾は、かかる期待や不安を打ち砕いた。本件の被告会計士らは、被告らが監査し、監査証明を附した財務諸表が、被監査会社の融資獲得に利用されることは知っていた。しかし財務諸表の具体的な交付先までは認識していなかった。財務諸表は真実は粉飾決算であり、同財務諸表を信頼して被監査会社に融資し、損失を被った原告が、被告らの過失不実表示を根拠に、被告らに損害賠償を求めた。

カードローゾ判事は、本件会計士らの過失責任を否定した。本件のような場合に、被告の過失責任を認めることは、「会計士を無限定の金額について、無限定の期間、無限定の人々に対する責任にさらすことになる。このような条件のもとでなされる営業の危険はあまりに大きく、かかる結果をもたらす義務を課すことは誤りでないかどうか、考えざるを得ない」という。⁽¹⁹⁾

Glanzer 事件との区別について、同事件では第三者による重量証明の利用が、取引の目的そのものであったのに対し、本件では原告による監査証明附の財務諸表の利用は、偶然的であった⁽²⁰⁾という。しかし多くの解説は、本件監査が信用目的の貸借対照表監査であったことから、かかる区別に意味を認めない。決定的な区別は、本件では Glanzer 事件と異なり、監査証明附財務諸表を信頼しうる者が不特定多数であったことで、会計士が無限定の責任を負担することは避けようという、政策的衡量こそが重要であった⁽²¹⁾という。

「Ultramarcs 事件が豆の計量の誤りや、商品の所在地についての不実表示等と区別されるのは、將に責任の無限拡大の可能性という点においてである。ただし後二者の場合は、責任の限度額が、表示と関連する商品の価額に限定されるからである」⁽²²⁾。

もつとも Glanzer 事件と Ultramares 事件との區別を、表示の受領者の人数のみに限定し得るかどうかは、やや疑問である。後にも述べるが(第三節(6))、Glanzer 事件においては、原告と被告との間に、計量証明の発行者とその利用者という以上の、契約的關係が存したとみるべき余地がある。

(7) 一方 Ultramares 事件は、詐欺訴訟の範圍を拡大している。第一に詐欺不実表示者の責任の範圍は、本判決以前は、不実表示を信じて行動するであろうと、表示者が予測した者に対して、かつ、その者が、表示者が予測した取引、又はそれと同種の取引を行った場合に限られていた。しかし本判決は、被告に知られていず、被告が欺罔しようとしたわけでもない第三者に対する損害賠償の可能性を認める。⁽²³⁾

第二に欺罔の意図の立証について、従来より緩和された考えを取る。

「本意見で既に述べてきたように、過失や盲目は、詐欺の代替物ではないが、詐欺を推定させる証拠たり得ることを、念頭に置かなければならない。少なくとも重過失についてはそのように解される」。⁽²⁴⁾

ニューヨーク州最高裁判所は、以上のように判示した後、詐欺訴訟の可否を審査する為、事件を原審に差し戻した。

二 過失責任の承認——Ultramares 事件法理の後退

(1) Ultramares 事件は、会計士の役割やその社会的地位が、今日と全く異なった時代の産物である。⁽²⁵⁾ 連邦証券法が成立し、義務的監査が導入されるのは、判決から二年後のことである。今日の法定監査制度が、投資者や債権者等の第三者の保護を目的に成立していることを考えると、同判決は限定的な対第三者責任を認める根拠となり得るとの指摘さえある。⁽²⁶⁾

しかしいずれにせよ Ultramares 事件は、会計士の第三者に対する過失不実表示責任を否定したものと見て、ニュ

一ヨーク州のみならず、アメリカ全体において、長くコモンロー上の先例としての地位を保持する。同判決の法理を真正面から否定し、一定の範囲で会計士の第三者に対する責任を認める判決が生じるのは、一九六〇年代に入ってからである。

(2) Ultramares 判決の詐欺訴訟に関する判示部分は、その後の判決によって、会計士の重過失に基づく責任を、詐欺訴訟の一環として認める法理へと発展する。⁽²⁷⁾

まず State Street Trust Co. 事件⁽²⁸⁾は、Ultramares 事件と同様、被告の詐欺行為に基づく責任の可否を審理させる為、事件を原審に差し戻したが、その際「不注意や、結果を全く意に介さない行為は、欺罔の意図の代わりをなす⁽²⁹⁾」と判示した。

続く Duro Sportswear 事件⁽³⁰⁾は、前記判示をとらえて、State Street Trust 事件は、欺罔の意図がなくとも、重過失により、会計士の責任が生じ得ることを明らかにしたという。⁽³¹⁾そして当該事案における被告の重過失に基づき、被告の責任を肯定した。

(3) これらの判決では実際には、被告に不実表示に対する認識があったとの指摘もある。⁽³²⁾又これらの判決は、会計士に重過失があったとき、Ultramares 事件の法理を真正面から否定することなしに、監査契約外の第三者に救済を認めようとする。このような考え方に對しては、本当の争点、即ち会計士の責任の範囲という論点を曖昧にするものだとの批判がある。

「最初に過失を責任の根拠とすることを拒絶した理由が、責任の範囲についての懸念であるとしたら、過失と重過失との区別を模索してみたところで問題は何ら解決しない」⁽³³⁾

しかし近年に到つてもなお、厳密な詐欺訴訟とは異質な、重過失に基づく詐欺訴訟の成立が認められる。即ち「

Strann Industries 事件⁽³⁴⁾では、「原告の立証が『詐欺』の事実を示し得なくとも、『無謀で著しく注意を欠いた表示』の事実を示し得る限り、意図的詐欺行為のすべての厳格な要件の立証が不十分であっても、被告会計士に責任が課せられる可能性はある」と判示された。

一連の判決が言及する「重過失行為と、プロッサーが本節一(4)で示す欺罔の意図がある場合の(iii)事例とは、厳格な区別は困難であろう。後述するように、会計士のコモンロー上の過失責任は、大体において限定された第三者に対してしか認められない。これらの判決はこのような状況の中で、広範な第三者に対する責任が認められる詐欺訴訟の主観的要件を、重過失にまで緩和し、第三者の救済を強化しようとしたものではないか。

(4) 過失不実表示責任に先鞭をつけたのはイギリスである。一九六三年の Hedley Byrne & Co. 事件⁽³⁶⁾では、傍論ながら、表示者と表示を信頼した者との間に、特別の関係が存在するとき、財産侵害に対する過失責任を認めるべきだと判示された。⁽³⁷⁾

続いてアメリカで、一九六六年に草案が成立し、一九七六年に正式に採択された第二次不法行為リステートメント五五二条⁽³⁸⁾が、過失不実表示者の、第三者に対する責任を肯定する。

「(i)ある者が、自己の営業、専門的職務、雇傭契約その他自己が財産上の利益を有する取引の履行中に、他の者にその営業活動の参考となるべき不実の情報を提供したとき、前者は後者が情報を正当に信頼したことにより、被った経済的損失を賠償すべき責を負う。但し情報提供者が、情報の取得及び伝達について、合理的な注意及び能力を払ったときはこの限りではない」。

情報提供者の責任の範囲は「(ii)(a)ある特定人又は限定された集団の一員に対して、彼自身がそれらの者の利益と参考の為に情報を提供し、又は情報受領者がそれらの者に情報を提供しようとしていることを彼が認識している場合

に、かつ(b)情報を信頼した結果、情報提供者が影響を与えようとした取引、若しくは情報受領者が影響を与えようとした取引で、そのことを情報提供者が認識しているもの、又はそれらの取引と類似した取引を行ったことにより」被った損失、に限定される。

本条で規定されている責任の範囲は、瑕疵ある動産の供給により、身体や財産に直接の危険を及ぼした場合や、詐欺的不実表示がなされた場合に比べ、限定的である。⁽³⁹⁾

(5) このような中で、一九六八年の Rusch Factors 事件⁽⁴⁰⁾において、ロード・アイランド州連邦地裁は、リストートメント一九六六年草案や Hedley Byrne 事件を引用しつつ、会計士は、彼が「現実には認識している、限定的な集団の一員によって信頼された場合は、過失に基づく責任を負う」べきだと判示した。

判決は、Ultramares 事件でカード・ゾ判事が示した政策的衡量に疑問を呈し、むしろ政策的衡量によれば、会計士の過失責任こそ導かれてくると主張する。「表示を」信頼した罪のない当事者は、何故に会計士の専門的職業人としての失当行為を甘受しなければならないのか。会計士に損失のリスクを負担させ、会計士がリスクを保険化する費用を、依頼人に負担させ、さらに依頼人から社会全般に転嫁させた方が、リスクを公正に分散させることにならないか。最後に、予見可能性のルールの適用は、会計士の技術向上に寄与しないか。これらの理由から、当裁判所は「Ultramares 事件の結論は、『予測され得るリスクこそが守るべき義務を決定する』という原則を不当に侵害するものであると考える」⁽⁴²⁾「内筆者」。

もつとも判決は、事実自体は自己の情報を信頼する人物を、被告が具体的に認識していた点で、むしろ Glanzer 事件に類似するとして、正面から Ultramares 事件を否定することは避けた。⁽⁴³⁾

(6) 本判決以降、アメリカの各州裁判所は、会計士の第三者に対する過失責任を認めるべきか否か、もし認めると

したら、どのような範囲をかめぐり、揺れ動くことになる。

一貫して Ultramares 事件の法理を維持し、会計士の過失不実表示責任を認めないのは、フロリダ州⁽⁴⁴⁾とジョージア州⁽⁴⁵⁾である。D. Causey によると、フロリダ州では、弁護士や土地鑑定士の、第三者に対する過失不実表示責任が認められているにもかかわらず、会計士については Ultramares 事件の法理が厳格に維持されている。⁽⁴⁶⁾

少なくとも抽象的には会計士の第三者に対する過失不実表示責任を認める州は、確認し得たところで一三州存在する⁽⁴⁷⁾。これらの州でどのような第三者に対して救済を認められたか、具体的にみてみると、監査当時、被監査会社の財務諸表が、特定の融資や提携交渉の参考に供されることを会計士が知っていたとき、同財務諸表を信頼した融資者・提携者に対する会計士の過失責任が認められる。⁽⁴⁸⁾ 又被監査会社がリミテッドパートナーシップであるとき、同パートナーシップに投資したリミテッドパートナーに対する責任も認められた。⁽⁴⁹⁾

一方ニューヨーク州では、財務諸表監査の終了後に、被監査会社の建築事業の保証人となった場合⁽⁵⁰⁾、又ユタ州⁽⁵¹⁾やアイオワ州⁽⁵²⁾では、公開会社の SEC 届出書類を信頼して、一般投資家が株式や社債を購入した場合について、いずれも会計士の第三者に対する過失不実表示責任が否定された。

ニュージャージー州やウィスコンシン州は、リステートメントよりも広い範囲で、会計士の過失不実表示責任を認めているようである。H. Rosenblum 事件⁽⁵³⁾では原告は、被告の財務諸表監査終了後に、被監査会社と営業譲受の交渉に入った。原審判決⁽⁵⁴⁾は、本件監査の当時、原告と被監査会社との交渉は開始しておらず、原告又は原告によく似た集団が、財務諸表を信頼することは被告に予見されていなかったものであり、原告はリステートメント五五二条の保護範囲に含まれないと判示した。しかしニュージャージー州最高裁は、「独立した監査人が、財務諸表の交付先について何らの留保もつけず、監査意見を表明したときには、彼は通常の事業目的で会社から財務諸表の交付を受けるであ

らうと、合理的に予見されるべきすべての者に対して、その者が同事業目的に関連して財務諸表を信頼した限り、責任を負う⁽⁵⁵⁾と判示し、事案を第一審に差し戻した⁽⁵⁶⁾。又 Citizens State Bank 事件⁽⁵⁷⁾では、ウイスコンシン州における会計士の過失責任の範囲については、リステートメント五五二条のルールは狭きに失し、同州の通常の過失法理に従い、「政策上特に制限すべき根拠がない限り、不法行為者は予見しうべきあらゆる結果について責任を負うべき⁽⁵⁸⁾」と判示された。

(7) リステートメント五五二条やこれに従う州判決は、原告たる第三者が、「いずれは情報を取得し、それを信頼して一定の行動をとるであろうと、合理的に予見され得る、広範な階層とは区別された、表示者に知られた特定の人物、又は特定の集団の一員⁽⁵⁹⁾」であり、表示者が直接・間接に情報を伝え、その者に対し影響を与えよう⁽⁶⁰⁾と意図していたことを要求する。ニュージャージー州やウイスコンシン州は、過失責任の範囲を、このように表示者の主観的様態によって限定することには、批判的である。しかし、両州の判決とも、予見可能性により無限定の過失不実表示を認めたのではなく、一定の限定（会社からの直接情報交付の要求や、政策的制限の余地の留保）を附していることに注目すべきであろう。

(8) カリフォルニア州では、「特定の事案において、被告が契約関係のない第三者に対し、責任を負うかどうかの判断は、政策的な問題であり、以下のような様々な要素の衡量を必要とする。即ち、当該取引が原告に与えるべき影響の程度、原告の損失の予見可能性、原告が損失を被ることの蓋然性、被告の行為と損失との関連の密接性、被告の行為の道義的非難の程度、将来の損失を抑止せんとする法政策、等である⁽⁶¹⁾」。本原則に従い、会計士の第三者に対する過失責任を肯定した判決は、なおカリフォルニア州では報告されていない⁽⁶²⁾。しかしかかる原則を、会計士の第三者に対する過失責任をどのような範囲で認めるべきかという問題にあてはめると、会計士の主観的様態によってではな

く、会計士が監査人として交付した監査証明が、社会において有する役割の客観的評価によって、問題が解決される。この方法では、利益衡量が真正面に押し出されることにより過失責任の根拠がはっきりし、又監査証明を含む様々な表示の各事情に応じた、きめ細かな規制が可能となる。反面、過失不実表示責任をめぐる判例の恣意性が高まり、判決の予測可能性が低下することは避けられない。

T. Fiftis は、カリフォルニア州の判決原理を踏襲して、弾力的行為義務論 (flexible duty) をコモンロー及び規則 10b-5 における責任に適用すべきと、主張する。⁽⁸³⁾ 次に述べる Hochfelder 事件の控訴裁判所判決は、かかる見解を採用したかにみえる。

(1) Hawkins, Professional Negligence Liability of Public Accountants, 12 Vand. L. Rev. 797, 797-99 (1959).

(2) 参照 Dantzer Lumber & Export Co. v. Columbia Casualty Co., 156 So. 116 (Sup. Ct. Fla. 1934). Columbia 社は、Dantzer 社との間で、後者の従業員の不作為により後者が被った損失を填補する保険契約を締結した。Dantzer 社の監査人であった Ernst & Ernst 会計事務所は重過失行為により、Dantzer 社の従業員の横領行為が見逃され、前記契約に基づく保険金が Columbia 社より Dantzer 社に支払われた。判決は、Dantzer 社の Ernst & Ernst 会計事務所に対する不法行為法上の損害賠償請求権を Columbia 社が代位行使する権利を認めよう。

(3) コモンロー上の不実表示責任については参照、松本恒雄「英米法における情報提供者の責任」法学論叢 100 巻 3 号 三五頁、101 巻 2 号 60 頁 (一九七七)、篠田四郎「会計監査人の責任」名城法学二五巻 1 号 五六—六二頁、2 号 1—3 頁 (一九七五)、Prosser, Misrepresentation and Third Persons, 19 Vand. L. Rev. 231 (1966); W. L. Prosser, Law of Torts, 685-735, (4th ed. 1971)。

(4) 前掲 Prosser, Law of Torts, 696-99.

(5) Id. at 701-02.

(6) 「被告は自己の表示が見知らぬ者の手にわたり、その者の行動に影響を与える可能性がないかどうか、調査し、又は予防措置を講じていることまでは求められない。しかし、彼の責任は少なくとも、表示の到達が予想されていると、外見上仮定すべ

- き者に対しては及ぶと主張には、理由がある」(id. at 704)。
- (7) Id. at 622.
- (8) ニューヨーク州における二〇世紀前半の過失不法行為責任の拡大については、同州最高裁判所の判事を長く務めたカードマン判事の力に拠るといふのが大きい。参照 Seavey, Mr. Justice Cardozo and the Law of Torts, 39 Colum. L. Rev. 20 (1939).
- (9) Macpherson v. Buick Motor Co., 217 N. Y. 382, 111 N. E. 1050 (1916). 被告が製造販売している自動車には、その車輪部分に、被告が適切に検査を施していれば発見し得たであろう欠陥があった。原告はディーラーを通じて、被告製造の自動車を一台中購入し、乗車中に負傷した。判決は、被告の原告に対する過失責任を認めた。
- (10) 111 N. E. 1053.
- (11) 本判決では、オートレット判事が反対意見を書いた。製品の欠陥により生じた損害について、売り主が責任を負うのは、直接の買い主に対してだけであり、この原則の例外は、通常の使用過程自体に身体・生命に対する危険が含まれている場合のみであるといふ。(id. at 1055-57)。
- (12) Glanzer v. Shepard, 233 N. Y. 236, 135 N. E. 275 (1922). 原告 Glanzer Bros. と訴外 Bech, Van, Sieden & Co. との間で豆の売買契約が締結され、代金は公証された重量に従って支払われることになった。売り主の Bech 社は、被告計量士 Shepard を雇って、同豆を計量させた。Shepard は、計量した豆の重量証明を、直接買主の Glanzer 社に交付した。同重量証明は、Shepard の過失により、実際より一、八五四ポンド過大になっており、為に Glanzer 社は Bech 社に、一、二六二ポンド余計を支払った。Glanzer 社は同金額の賠償を Shepard さんに求めた。
- (13) 135 N. E. 275-76.
- (14) Id. at 276.
- (15) Hawkins, 前掲註(一) at 813-14.
- (16) Note, Tort Liability for Negligent Language, 28 Colum. L. Rev. 216, 222 (1928).
- (17) この Glanzer 事件の法理は、無限定に拡大していったわけではなく、本判決以降 Ultramares 事件までの九年間に、ニューヨーク州で、過失不実表示に基づいて第三者に対する責任が認められた判決として、International Paper Products

- Co. v. Erie R. R., 155 N. E. 662 (1927) や Doyle v. Chatham & Phenix National Bank, 171 N. E. 574 (1930) の二件がある。前者では当事者間に寄託者—受寄者関係の予約があり、後者は原告は担保附社債の投資者で、被告は同社の担保受託銀行であった。両事件とも、表示者と表示受領者との間に、厳密な意味では契約関係はなくとも、信義則上信義義務関係を認め得る事例である。参照 Seavey, 前掲注(8) at 45-46; Note, The Judicial Process—Ultramarcs Corp. v. Touche—26 Ill. L. Rev. 49, 52-53 (1931).
- (81) Ultramarcs v. Touche, 255 N. Y. 170, 174 N. E. 441 (1931). 訴外 Fred Stern Co. はその営業を遂行するに当たって、多額の借入れを各方面から受けていたが、融資交渉の際、必ず自社の財務諸表を相手先に交付していた。原告 Ultramarcs 社も Fred 社の一九二三年度財務諸表の交付を受けたうえ、Fred 社に融資している。同財務諸表には Fred 社は約一〇七万ドルの剰余金を有するようになっていたが、実際には同社は支払不能状態にあった。被告 Touche, Niven 会計事務所は、同財務諸表に無限定適正意見が記載された監査証明を附している。Fred 社の破産により融資金を回収し得なくなつた原告は、まず被告の過失、次いでその詐欺を理由に損害賠償を請求した。
- (19) 174 N. E. 444.
- (20) Id. at 446.
- (21) 参照 Comment, Auditor's Responsibility for Misrepresentation: Inadequate Protection for the Users of Financial Statements, 44 Wash. L. Rev. 139, 160 (1968); Wiener, Common Law Liability of the Certified Public Accountant for Negligent Liability, 20 San Diego L. Rev. 233, 244 n. 45 (1983).
- (22) Seavey 前掲注(8) at 47-48.
- (23) Id. at 50-52.
- (24) 174 N. E. 449-50.
- (25) Fifths, Current Problems of Accountants' Responsibilities to Third Parties, 28 Vand. L. Rev. 31, at 105-07 (1975); 参照参照 Davies, Accountants' Third Party Liability: A History of Applied Sociological Jurisprudence, 15 Abacus 93, 102-03 (1979).
- (26) Shaw, Liability of Public Accountants to Third Parties, 46 ALR 3d 979, 986 (1972).

- (27) 参照 Note, Liability of Public Accountants' Misrepresentation, 6 U. Chi. L. Rev. 127, 127 (1938).
- (28) State Street Trust Co. v. Ernst, 278 N. Y. 104, 15 N. E. 2d 416 (1938). 訴外会社 Pelz-Geenstein 社に融資し、損害を被つた原告 State Street Trust 社が訴外会社の監査人である Ernst & Ernst 会計事務所に対し、過失及び詐欺行為を理由に、損害賠償を請求した。原告の主張によると被告は訴外会社が、回収の可能性が全くないか、極めて疑わしい貸付金、立替金等を多額抱えていながら、適切な開示や貸倒引当金の設定を行っていないことを知っていたにもかかわらず、適正意見を記載した監査証明を訴外会社の財務諸表に附していた。
- (29) 15 N. E. 2d 419.
- (30) Duro Sportswear, Inc. v. Cogen, 131 N. Y. S. 2d 20, aff'd without opinion, 285 App. Div. 864, 137 N. Y. S. 2d 829 (1954). 原告(後の訴えを取り下す) Duro Sportswear 社の全株式を取得した原告 Schwartz は、被告公認会計士 Cogen が、Duro 社と長く関係を有し、同社には債務の記帳が遅れがちであることを知っていたにもかかわらず、帳簿に記入されている以外に債務が存在していなかどうか調査しなかった等により、Duro 社の財務諸表において欠損金が五千ドル以上過小評価されている事実を見つけたとして、被告に損害賠償を請求した。
- (31) 131 N. Y. S. 2d 24-25.
- (32) Comment, 前掲註(31) at 161-62.
- (33) Hawkins, 前掲註(一) at 817.
- (34) Ingram Industries, Inc. v. Nowicki, 527 F. Supp. 683 (E. D. Ky. 1981). 原告 Ingram 社は、Touch Ross 会計事務所を含む被告らに対し、過失行為及び重過失行為の二点を根拠として、損害賠償を請求した。Touch Ross は、ケンタッキー州においては Ultramares 事件の法理が適用され、会計士は契約関係のない第三者に対しては過失責任を負わない旨、又原告は被告らに対し別に詐欺訴訟を提起しており、詐欺を推定せしめる事実にすぎない重過失を、本件訴訟で独立に主張するのは不当である旨を主張し、自己に対する訴えを正式の審理にかけず即時に却下するよう申し立てた。判決は第一の主張が正しいが、後述の Restatement (Second) Torts § 552 に従うべきだとし、第二の主張については、本文のように述べ、申し立てを却下した。
- (35) 527 F. Supp. 684-85.

- (36) Hedley Byrne & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd., [1964] A.C. 465. 原告 Hedley Byrne 社は、自己の顧客、訴外 Easipower Ltd. の信用状態を知る為、自己の取引銀行を通じて訴外会社の取引銀行である被告 Heller & Partners 社に対し照会を行った。被告は、訴外会社の営業が順調である旨を回答している。訴外会社の倒産により損失を被った原告が、被告に対し、その過失行為を理由に損害賠償を請求した。請求自体は、被告が本件回答につき責任を負い得ない旨を回答中に明示していたこともあって、棄却された。しかし、判決文を書いた各判事は、過失不実表示者の契約関係のない第三者に対する責任を一般的に否定する。Derry v. Peek, (1889) 14 App. Cas. 337 以来の法理が、今日もはや通用しないことを、一致して強調する。
- (37) 「一方が、他方の判断、技術又は注意深い調査をなす能力を当然に信頼すべき状況下であり、他方がかかる信頼を知り又は知り得なくして自己の情報や判断を一方に伝え、又は第三者から一方に伝えられることを承諾していた場合、他方には注意義務が生じ得る。」[1964] A.C. 486.
- (38) Restatement Second, Torts § 552 (1976).
- (39) Id. comment(a).
- (40) Rusch Factors Inc. v. Levin, 284 F. Supp. 85 (D.R.I. 1968). 被告公認会計士 Levin が監査証明を附した財務諸表を信頼して融資を行ひ、損失を被った原告 Rusch Factors 社は、被告の過失行為を理由に被告に損害賠償を請求した。被告は本件財務諸表の使用目的と交付先とを、具体的に認識してゐた。事件は当事者間の州籍相異により、連邦地裁管轄となつてゐるが、ローゼンブランク州法を適用してゐる。
- (41) 284 F. Supp. 92-93.
- (42) Id. at 91.
- (43) Id. at 91.
- (44) 参照 Investment Corporation of Florida v. Buchman, 208 So.2d 291 (Dist. Ct. App. Fla. 1968); Nortek Inc. v. Alexander Grant & Co., 532 F. 2d 1013 (5th Cir. 1976); Investors Tax Sheltered Real Estate v. Laventhol 370 So. 2d 815 (Fla. App. 1979).
- (45) 参照 MacNerlan v. Barners, 129 Ga. App. 367, 199 S.E. 2d 564 (1973); Howard v. Dunn & Bradstreet Inc.,

- 136 Ga. App. 221, 220 S.E. 2d 702 (1975).
- (34) D. Causey Jr., Duties and Liabilities of Public Accountants, 87 n. 33 (rev. ed. 1982).
- (37) *Rusch Factors v. Ryan v. Kanne*, 170 N.W. 2d 395 (Sup. Ct. Iowa 1969). *Rusch Factors v. James*, 466 S.W. 2d 873 (Ct. App. Tex. 1971). *Rusch Factors v. Lewin Kraft Manufacturing Co. v. Elmer Fox & Co.*, 493 S.W. 2d 378 (Ct. App. Miss. 1973). *Milliner v. Elmer Fox & Co.*, 529 P. 2d 806 (S. Ct. Utah 1974). *Bonhiver v. Graff*, 248 N.W. 2d 291 (S. Ct. Minn. 1976). *White v. Guarantee*, 43 N.Y. 2d 356, 401 N.Y.S. 2d 474, 372 N.E. 2d 315 (1977). *Seedken Inc. v. Satrianek*, 466 F. Supp. 340 (D.C. Neb. 1979). *Ingram Industries, Inc. v. Nowicki*, 527 F. Supp. 683 (E.D. Ky. 1981). *Haddon View Investment Co. v. Dodge*, Fed. Sec. L. Rep. (CCH) ¶ 98,467 (N.D. Ill. 1982). *Haddon View Investment Co. v. Coopers & Lybrand*, 70 Ohio St. 2d 154, 436 N.E. 2d 212 (1982). *Adler v. Rosenblum Inc.*, 93 N.J. 324, 461 A. 2d 138 (1983). *Citizens State Bank v. Timm, Schmidt & Co.*, 113 Wis. 2d 376, 335 N.W. 2d 361 (1983).
- (38) *Rusch Factors 事件*前掲(37)②、*Ryan 事件* (前掲(37)①) *Shatterproof Glass Corporation 事件* (前掲(37)①) *Rhode Island Hospital Trust National Bank 事件* (前掲(37)①) *Aluma Kraft Manufacturing Co. 事件* (前掲(37)①) *Seedken Inc. 事件* (前掲(37)①)。
- (39) *White 事件*、*Boyles 事件*、*Haddon View Investment Co. 事件*。
- (40) *Dworkman v. Lee*, 83 A.D. 2d 507, 441 N.Y.S. 2d 90 (1981)。
- (41) *Milliner 事件*前掲(37)。
- (42) *Briggs v. Steiner*, 529 F. Supp. 1155 (S.D. Iowa 1981)。
- (43) *前掲(37)①*。本事件は *Grant Stores Corporation* の破産清算への倒産をめぐって、同社の監査人、*Touch & Ross* 会計事務所の民事責任が追及されたものである(第一章第三節注(24)―(25)参照)。同会計事務所に対し提起された訴訟は本件

も含め計八件、請求総額は一億ドルに上る。本事件の損害賠償請求は、被告の過失、重過失、詐欺、担保義務違反の四つの根拠に基づいている。被告はその内、過失行為に基づく請求について、正式の審理に附すことなく即時に訴えを却下するよう申し立て、第一審、原審ともにこれを認めた。

(54) *Rosenblum Inc. v. Adler*, 183 N. J. Super. 417, 444 A. 2d 66 (1982).

(55) 461 A. 2d 153.

(56) 但し本文原則は、通常の事業目的について、会社から直接財務諸表を受けとった者に対してのみ適用され、会社から財務諸表を受けとったわけではない機関投資家、投資顧問、株主等は保護されないという (*id.* at 153)。

(57) 前掲注(47)。事件は、訴外 *Clintonville Fire Apparatus, Inc.* に融資し、同社の倒産により損害を被った原告 *Citizens State Bank* が、訴外会社の監査人であった被告 *Trimm Schmidt* 会計事務所に対し、被告の過失行為を理由に損害賠償を請求したものである。第一審及び原審は、本件監査当時、原告又は原告類似の者が訴外会社の財務諸表を利用することは、被告に予見されていなかったとして、訴えを即時却下した。

(58) 335 N. W. 2d 365-66。政策上の制限根拠の存否は、本案審理を行う中で判断されるべきとして、事案は第一審に差し戻された。同判決があげる政策的制限の根拠は、(i) 過失と損害との関係が希薄すぎる、(ii) 不法行為者の帰責性に比して、損失が大きすぎる、(iii) 当該過失行為がもたらした損失というには余りに特異な損失である、(iv) 救済を認めることは不法行為者に不合理な負担を課す、(v) 救済を認めることは詐欺的な訴訟発生の種類となりかねない、(vi) 救済を認めると全く歯止めがきかなくなる」の六つである (*id.* at 366)。

(59) *Restatement Second, Torts* § 552 *comm.* (h).

(60) *Biakania v. Irving*, 49 Cal. 2d 647, 320 P. 2d 16, 19 (1958)。被告公証人の遺言作成方法が不適切であったが、同遺言が無効となり、その結果本来なら相続し得たはずの遺産の八分の一しか相続し得なかった原告が、被告に対しその過失行為を理由に、損害賠償を請求し、認められた。

(61) 但し事案としては過失の存在が否定されたが、やはり不適切な遺言作成について、弁護士第三者たる遺産相続人に対する過失責任を、抽象的には肯定した判決がある (*Lucas v. Hamm*, 56 Cal. 2d 583, 364 P. 2d 685 (1961))。

(62) *Fifths* 前掲注(25) at 107-128.